

1 平成16年度事業の概要

1. 基本的考え方

(1) 基本方針

北海道が、その優れた資源と特質を活かして、地域活力を回復し、我が国経済・社会の発展基盤となる社会資本の着実な整備や有望な産業の育成・振興に資する施策の実施に取り組みます。

(2) 主要事項

我が国や北海道が直面する課題に対処するため、以下の事項について重点的に取り組みます。

①安全な食料の安定的供給を支える食料基地としての役割の強化

- ・食料自給率、生産性の向上のための農業基盤整備の推進
- ・高齢化や衛生管理の強化等に対応した水産基盤の整備 等

②北海道の産業構造の変革に向けた成長期待産業の育成支援と観光立国の実現

- ・燃料電池の先駆的導入及び木質系バイオマスや雪氷冷熱エネルギーの利活用促進に向けた環境整備（開発計画費）
- ・一次産品活用型バイオベンチャーの育成を支援する環境整備（開発計画費）
- ・NPO等地域と一体となって景観や環境保全を図るシーニックバイウェイ北海道の本格的展開 等

③北海道の恵まれた自然環境の保全・再生、循環型社会の形成

- ・家畜ふん尿管理の適正化 ・ラムサール条約登録湿地など貴重な水辺空間の保全・再生・活用
- ・水環境の保全 等

④個性ある地域の発展を支える交流基盤の整備、国際交流拠点の形成

- ・高速交通ネットワークの早期形成 ・新千歳空港の国際拠点空港化に向けた取り組み
- ・国際的物流機能強化のための港湾整備 ・交通結節点等の整備 等

⑤安全で豊かな暮らしを実感できる地域社会の形成

- ・平成15年台風10号及び十勝沖地震を踏まえ、防災体制の一層の充実など災害対策を強化
- ・緊急性・必要性の高い治水対策、火山災害対策等の重点的推進
- ・防災の高度化の推進と交通安全対策の強化 ・住宅や公共空間のバリアフリー化 等

2. 事業の進め方

施策を実施するに当たっては、北海道の自律的な発展と豊かな国民生活の実現に向けて、限られた予算を最大限活かすため、必要性、緊急性、需要の高い施策を集中的に実施するとともに、以下の取組を積極的に行っていきます。

- ①社会資本整備重点計画等の策定を踏まえた施策展開
- ②コスト構造改革の推進
- ③北海道スタンダードによる効率的な事業の推進
- ④地域住民との協働による施策展開

(1) 事業の重点化

新重点4分野への予算の重点配分を図るとともに、社会資本の整備水準、事業の緊要性、道内自治体の財政状況等を踏まえ、安全な地域社会を実現するための緊急性の高い根幹的治水対策、北海道の基幹産業である農業の構造改革を進める事業、沿道環境の改善を図る事業等を重点的に実施します。

◆ 平成16年度中に完成、供用を予定する主な事業の箇所数

河川事業(補助)	3箇所	港湾整備事業(直轄)	3箇所
ダム事業 [※] (直轄)	1箇所	(補助)	1箇所
(補助)	1箇所	街路事業(補助)	15箇所
海岸事業(補助)	4箇所	土地区画整理事業(補助)	6箇所
道路事業(直轄)	9箇所	都市公園事業(補助)	6箇所
(補助)	28箇所	下水道事業(補助)	7箇所
※ダム水環境整備事業		官庁営繕事業	1箇所

◆ 事業箇所数の平成15年度との比較

	(H15)	(H16)		(H15)	(H16)	
道路事業(直轄)	96→	92箇所	4%減	街路事業(補助)	108→	100箇所 7%減
(補助)	176→	145箇所	18%減	都市公園事業(補助)	63→	56箇所 11%減
※港湾整備事業(直轄)	62→	59施設	5%減	下水道事業(補助)	169→	160箇所 5%減
(補助)	19→	18施設	5%減	国営農業農村整備事業	63→	65箇所 3%増

※重要港湾以上を対象とする

(2) 社会資本整備重点計画等の策定を踏まえた施策展開

「社会資本整備重点計画」「土地改良長期計画」(平成15年10月10日閣議決定)等の策定を踏まえ、事業横断的な成果目標の効率的達成に向け、連携の強化、事業評価等を推進します。【参考資料-3及び4参照】

①事業間連携の更なる強化

施策目標の効率的かつ効果的な実現へ向けて、地方公共団体、地域住民、NPO等、多様な主体によるハード事業及びソフト事業間の連携を高め、社会資本の統合的な整備を基本とした総合的な施策の展開を図ります。

○NPOなど多様な主体の参画による自然再生事業の推進
(釧路湿原)【参考資料1-1参照】

○安全で安心な水産資源を確保するための河川流域、下水道整備等地域と一体となった水環境改善への取り組みの推進
(網走湖・網走川)【参考資料1-2参照】

○火山防災WANや道路防災WAN等の構築による防災情報等の共有化【参考資料1-3参照】

○地域の観光交流空間づくりをハード・ソフト施策により総合的に支援(後志地域)【参考資料1-4参照】



植樹光景

②事業評価の実施

予算化を図ろうとする事業の新規事業採択時評価、事業採択後5年経過した時点で未着工の事業及び事業採択後5又は10年経過した時点で継続中の事業等の再評価に加え、事業完了後の事後評価を実施し、その結果を公表します。

また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される評価委員会の意見を聴き、その意見を尊重します。

平成16年度に向け平成15年度に再評価を実施した事業

(直轄事業)

河川事業 18事業、ダム事業 1事業、砂防事業 4事業、海岸事業 1事業、
道路事業 28事業、港湾整備事業 4事業、農業農村整備事業 7地区

(3) コスト構造改革の推進

コストの観点から公共事業のプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」を進めるため、既存ストックの有効活用、効果の早期発現、工事・管理コストの縮減等に努めます。

○河川事業及び港湾事業の浚渫残土や掘削残土を道路事業、農地防災事業等において有効活用(十勝川→国営総合農地防災事業下浦幌地区等、石狩湾新港→道央圏連絡道路(美原道路))

○インターチェンジの追加による高規格幹線道路の早期供用(旭川紋別自動車道愛別上川道路愛山IC(仮称))【参考資料1-5参照】

○PFI事業の導入による民間資金を活用した公園事業の推進(道立噴火湾パノラマパーク)



道立噴火湾パノラマパーク
(ビジターセンター)

○近年老朽化が進んでいる港湾施設の点検を行い、ライフサイクルコストの低減や施設の安全性向上を図るため、適時適切な改良工事等により既存施設の延命化を図る。(函館港等)
【参考資料 1-6 参照】

○「新構造BOXカルバートの適用」や「複合鋼管橋脚」の検討を行うことにより、工事費の縮減を目指す。(富良野道路、積丹防災等)
【参考資料 1-7 参照】

(4) 北海道スタンダードによる効率的な事業の推進

北海道において、地域特性を活かした効率的・効果的な社会資本整備を進めるため、標準的基準等に代えるもののみではなく、現行の枠組みの中でも対応可能な取り組みを「北海道スタンダード」として、今後の北海道における標準的な基準や手法とすべく、先駆的・実験的な取り組みを進めます。

○防雪対策として景観にも配慮した道路防雪林の整備(豊富町豊富バイパス)
【参考資料 1-8 参照】

○モデル路線において、北海道の地域特性に対応した道路構造を検討(一般国道岩内共和道路)
【参考資料 1-9 参照】

(5) 地域住民との協働による施策展開

情報公開の徹底やパブリック・インボルブメント等の積極的な実施を通じ、地域との対話に努め、事業や行政に関するご意見に幅広く耳を傾け、ともに考え、施策に反映させることに努めます。また、北海道らしさを保全・創出する社会資本整備や地域への支援を推進します。

◆地域連携会議

地域自らの発想による地域づくりを進めていくため、市町村と北海道開発局及び北海道が協力・連携した「地域連携会議」での、地域の発展方策等について、意見交換をより一層積極的に実施

◆地域防災パートナーシップを構築

道路管理者・地域住民・防災関係機関が連携した、「地域防災パートナーシップ」の充実に向けて、道路防災連絡協議会の運営活動に努める。

◆ダム湖周辺の市民参加型の植樹活動

ダム事業への理解と森林保全を学習する場として住民参加による植樹会を実施

◆ボランティア・サポート・プログラム

歩道の清掃や美化など道路の維持管理における住民参加を支援

◆「わが村は美しく・北海道」運動の推進

北海道の農山漁村において、地域の資源を活かし、地域住民が主体的に行っている様々な地域づくりの取り組みに対して支援。活動をより高めていくためコンクールを開催し、「景観」「地域特産物」「人の交流」の3部門毎に優れた取り組みを行っているグループを表彰し、運動を普及



ボランティア・サポートプログラム



「わが村は美しく・北海道」運動
(北海道北オホーツクの大自然で学ぶ会)

◆パブリック・インボルブメント（PI）の実施
 施策、事業の計画・実施・維持管理の各段階で地域住民や施設利用者との対話を重視し、事業の合意形成を図るため、PIを実施

◆林業・水産業との共生
 間伐材やホタテ貝殻等を地域資源として公共事業に有効利用 【参考資料 1-10 参照】

3. 非公共施策の推進

地域の個性を活かし成長が期待される分野において、新産業の育成・振興に資する先駆的な施策に重点的に予算を配分し、公共事業依存型の北海道の経済構造を自律的な発展が可能な経済社会に転換させる取組を支援する等、公共事業以外の分野においても種々の施策を実施します。

(1) クリーンエネルギーの導入・普及に向けた先導的取組の推進

◆熱利用技術を核とした水素社会構築モデル事業調査

脱石油化の促進及び燃料電池の実用化・普及を図るために、燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせたシステム構築に関する実証実験により、地域導入モデル事業を確立。

◆雪氷冷熱エネルギー活用社会構築調査

雪氷冷熱エネルギーの利用効率の向上、コスト縮減に関する調査検討を行うとともに、各産業分野への利用拡大方策等を検討し、雪氷冷熱エネルギーの利用を促進。

◆未利用木質系バイオマスエネルギー等利活用支援調査

稲わら、木質廃材等未利用木質系バイオマスの高度利活用を推進するため、木質系バイオマスのエネルギー利用や有用物質への新たな変換技術を実証。



(2) バイオ産業など地域発の成長期待産業の育成・振興を支援

◆一次産品活用型バイオベンチャー育成支援

北方系機能性植物や未利用資源など北海道の一次産品に由来する資源の機能等について科学的検証に基づくデータの分析等を実施しバイオベンチャーの事業環境を整備。

4. 道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業

道州制導入の諸検討に資するため、北海道において、地方の自主性・裁量性を最大限に行かした広域的な地域づくりが可能となる北海道広域連携モデル事業を試行的に創設し、社会資本整備について、地方の自由度を大幅に拡大するとともに、政策評価など新たな行政手法（NPM）を導入します。【参考資料－2参照】

5. 建設産業の振興・育成

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営の効率化や経営基盤の強化に向けての支援等を通じて、技術と経営に優れた企業が伸びていくことのできる環境整備を進め、北海道における建設産業の健全な発達を促進します。

◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表する。また、北海道と連携して道内市町村の担当者を対象とした会議において、その説明を行うなど入札及び契約の適正化の一層の推進を図る。

◆元請・下請関係の適正化の推進

下請代金支払状況等の実態を把握し、元請・下請関係の適正化を図るため、個別業者に対する立入調査を行い、直接改善に向けて指導するなど、下請代金支払状況等実態調査を実施する。

◆品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応

適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず、また、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害することにつながるため、排除する必要がある。こうした観点から、直轄工事のうち低入札価格調査対象案件について、下請代金支払状況等実態調査の対象とするなど、所要の措置を講じる。

◆施工体制等調査指導班による立入検査の実施

入札契約適正化法に基づき発注者から通知を受けた事案、経営事項審査申請の虚偽記載や技術者の専任義務違反の疑いがある事案等について、必要に応じ当該建設業者に対する立入検査を行い、不良・不適格業者の排除の一層の徹底を図る。

◆中小・中堅建設業者経営(情報)相談窓口による対応

建設産業課に設置している「中小・中堅建設業者経営(情報)相談窓口」において、経営の効率化や経営基盤強化のための支援制度の説明や新分野進出の成功事例の紹介を行うなど、建設業者による事業の見直しや事業の協業化・再編等に向けての相談に幅広く応じる。

◆北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化

北海道開発局及び地方公共団体等により構成する「北海道地方建設産業再生協議会」において、建設業の再生等に資する各種施策についての情報交換や意見交換を行い、建設業の健全な発展に向けての連携強化を図る。